

# 福岡県公報

平成22年11月29日  
第3190号

## 目次

### 告示(第1879号 - 第1891号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	1
地方卸売市場の廃止の許可	(水産振興課)	.....	1
卸売業務の廃止の届出	(水産振興課)	.....	2
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	2
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	2
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	2
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	3
生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	.....	3
生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	.....	4
生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	.....	5
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	5
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	5
雑報			
北九州高速道路の料金及び料金の徴収期間の認可における有料道路の料金に係る社会実験に関する割引	(高速道路対策室)	.....	6
北九州高速道路の料金及び料金の徴収期間の認可における有料道路の料金に係る社会実験に関する割引	(高速道路対策室)	.....	7

## 告示

福岡県告示第1879号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成22年11月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡新宮町大字原上字水生田849番1、849番3、849番12及び851番2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
糟屋郡新宮町大字原上900番地  
和田 精吉

福岡県告示第1880号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成22年11月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡粕屋町大字長者原字池ノワキ619番1及び619番5から619番12まで並びにこれらの区域内の道路である町有地の全部
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
糟屋郡粕屋町大字仲原2525  
糟屋殖産株式会社  
代表取締役 篠原 隆盛

福岡県告示第1881号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第60条の規定に基づき、次のように地方卸売市場の廃止の許可をしたので、福岡県卸売市場条例(昭和46年福岡県条例第46号)第46条第1号の規定により告示する。

平成22年11月29日

福岡県知事 麻 生 渡

卸売市場 の 名 称	卸売市場 の 所在地	取扱品目 の 部 類	開設者の名称及び 代表者氏名	廃止年月日
地方卸売市場苅田町 漁業協同組合魚市場	京都郡苅田町幸町 21番地	水産物部	苅田町漁業協同組合 代表理事組合長 金丸 幸道	平成22年 10月1日

福岡県告示第1882号

福岡県卸売市場条例（昭和46年福岡県条例第46号）第9条第2号の規定に基づき、次のように卸売業務の廃止の届出があったので、同条例第46条第2号の規定により告示する。

平成22年11月29日

福岡県知事 麻 生 渡

卸売市場 の 名 称	卸売市場 の 所在地	取扱品目 の 部 類	卸売業者の名称 及び代表者氏名	卸売業務の 廃止年月日
地方卸売市場苅田町 漁業協同組合魚市場	京都郡苅田町幸町 21番地	水産物部	苅田町漁業協同組合 代表理事組合長 金丸 幸道	平成22年 6月30日

福岡県告示第1883号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年11月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月29日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間

南筑後	新 田 線 西 蒲 池	柳川市西浜武50番・51番1 - 2先から 柳川市西浜武49番8先まで
-----	----------------	--

福岡県告示第1884号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年11月29日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所  
朝倉市杷木大山字獺口624
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1885号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年11月29日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所  
田川郡添田町大字英彦山字御弟子山41

2 指定の目的  
水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1886号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年11月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所  
筑紫野市大字平等寺1819の1

2 指定の目的  
水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1887号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年11月29日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
京介127	うえだ内科クリニック	築上郡築上町大字椎田903 - 1	22・11・1	居管
粕介歯43	ミント歯科クリニック糟屋	糟屋郡粕屋町大字長者原793 - 1	22・10・1	居管・予居管
大野介薬68	裕生堂薬局東大利店	大野城市東大利3丁目14 - 8	22・9・1	居管・予居管
大野介薬69	おおいけ薬局	大野城市大池1丁目7 - 2	22・11・1	居管・予居管
み介薬24	平成堂薬局瀬高店	みやま市瀬高町下庄2294 - 5	22・11・1	居管・予居管
京介薬68	湊調剤薬局	築上郡築上町大字湊181	22・10・1	居管・予居管
大居197	デイサービスにじ	大牟田市大字白銀758 - 7	22・10・1	通介・予通介
朝倉居47	スキップ朝倉店	朝倉市甘木2403 - 13	22・11・1	福用・福販・予福用・予福販

行居80	宅老所第三ほのぼの	行橋市南泉1丁目35-2	22・10・1	通介・予通介
筑紫支25	ケアプランあしき	筑紫野市大字阿志岐2396-4	22・11・1	居支
大野居55	介護24福岡南	大野城市白木原1丁目10-27-101	22・11・1	訪介・予訪介
像支31	ケアプランセンターあすか	宗像市自由ヶ丘南1丁目14-2	22・9・1	居支
像居57	愛グループシャングリラ	宗像市東郷3丁目2-1	22・11・1	通介・予通介
像居58	愛グループシャングリラ	宗像市東郷3丁目2-1	22・11・1	訪介・予訪介
像支32	愛グループシャングリラ	宗像市東郷3丁目2-1	22・11・1	居支
筑紫地居29	デイサービス明日式番館	筑紫郡那珂川町後野4丁目10-5	22・11・1	通介・予通介
宗遠居10	ヘルパーステーション誕生の会	遠賀郡芦屋町正門町4-18	22・10・1	訪介・予訪介
田川居257	デイサービスセンターオレンジ	田川郡添田町大字添田1128-4	22・11・1	通介・予通介
大居198	小規模多機能ホームぶどうの木	大牟田市大字櫛野1021	22・9・1	小居・予小居
大居199	虹の家たかさご	大牟田市高砂町16	22・11・1	認共・予認共
田居160	デイサービス永遠の家	田川市大字糺2156-1	22・11・1	認通・予認通
春居51	愛アルファー和楽	春日市一の谷6丁目32	22・11・1	小居・予小居
宮居62	デイサービスうぐいす	宮若市本城1104	22・8・1	認共・認通・予認共・予認通
朝倉居3	きらく荘訪問介護サービス	朝倉市城859	22・8・1	訪介・予訪介
朝倉居4	きらく荘ショートステイサービス	朝倉市城859	22・8・1	短生・予短生

朝倉居6	きらく荘訪問入浴サービス	朝倉市城859	22・8・1	訪入・予訪入
------	--------------	---------	--------	--------

## 福岡県告示第1888号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年11月29日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
田居54	サンホーム	グループホームサンホーム	田川市大字川宮1711-29	22・10・1
朝倉居3	きらく荘ホームヘルプサービス	きらく荘訪問介護サービス	朝倉市城859	22・8・1
朝倉居4	きらく荘ショートステイ	きらく荘ショートステイサービス	朝倉市城859	22・8・1

## 2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕介270	千鳥橋病院附属須恵診療所	糟屋郡須恵町大字新原字大牟田372-4	糟屋郡須恵町大字新原前田232-1	22・11・1
粕介薬73	うぐいす薬局	糟屋郡須恵町大字新原372-6	糟屋郡須恵町大字新原232-11	22・11・1
直居68	訪問介護三翔	直方市大字頓野3223-4	直方市大字下境3910-28	22・11・1

田居54	グループホームサンホーム	田川市大字糺2301 - 96	田川市大字川宮1711 - 29	22・10・1
遠居78	ゆめの里ヘルパーセンター	遠賀郡遠賀町旧停1丁目6 - 3	遠賀郡遠賀町大字虫生津692 - 6	19・11・26

福岡県告示第1889号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年11月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
飯居6	飯塚市社会福祉協議会訪問入浴サービスステーション	飯塚市柏の森956 - 4	22・9・30

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大川介歯7	元村歯科診療所	大川市大字本木室212 - 1	22・9・30
大野介薬64	おおいけ薬局	大野城市大池1丁目7 - 2	22・10・3
京介薬65	湊調剤薬局	築上郡築上町大字湊181	22・9・30
像支13	ケアプランセンターあすか	宗像市自由ヶ丘南1丁目14 - 2	22・8・31

福岡県告示第1890号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月29日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	諸富線 西島	前	大川市大字道海島643番2先から 大川市大字道海島101番先まで	4.9 ～ 12.2	567.1
			前	同上	12.0 ～ 24.0	585.0
			後	同上	12.0 ～ 24.0	585.0

福岡県告示第1891号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年11月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月29日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	諸富線 西島	大川市大字道海島643番2先から 大川市大字道海島101番先まで

## 雑 報

### 福岡北九州高速道路公社公告第3号

平成20年10月31日付け福岡北九州高速道路公社公告第8号（以下「公告」という。）3(7)オに基づき、次のとおり北九州高速道路の料金に係る社会実験に関する割引について国土交通大臣に届出をしたので公告する。

平成22年11月29日

福岡北九州高速道路公社  
理事長 渡 口 潔

#### 1 割引を適用する自動車

ETC車（ETC路線バス割引を受ける自動車を除く。）

#### 2 実施する期間及び割引率

実施する期間	割引率 (割引後の金額)	
	普通車	大型車
平成22年12月1日から 平成23年5月31日まで	80% (100円)	80% (200円)
平成23年6月1日から 平成23年11月30日まで	60% (200円)	60% (400円)

(注) 割引率とは、公告2(1)で定める料金の額に対する割引率のこと。

#### 3 適用区間

小倉東インターチェンジ入口から篠崎南出口まで、長野入口から篠崎南出口まで、横代入口から篠崎南出口まで、若園入口から篠崎南出口まで、北方入口から篠崎南出口まで、篠崎南入口から北方出口まで、篠崎北入口から大手町出口まで、大手町入口から篠崎北出口まで、勝山入口から下津出口まで、勝山入口から小倉駅北出口まで、勝山入口から日明出口まで、下津入口から勝山出口まで、下津入口から小倉駅北出口まで、下津入口から日明出口まで、小倉駅北入口から勝山出口まで、小倉駅北入口から下津出口まで、小倉駅北入口から日明出口まで、日明入口から勝山出口まで、日明入口から下津出口まで、日明入口から小倉駅北出口まで、戸畑入口から

西港出口まで、若戸大橋入口から西港出口まで、八幡インターチェンジ入口から小嶺出口まで、馬場山入口から小嶺出口まで、金剛入口から小嶺出口まで、小嶺入口から八幡インターチェンジ出口まで、小嶺入口から馬場山出口まで、小嶺入口から金剛出口まで、小嶺入口から黒崎出口まで、黒崎入口から小嶺出口まで、黒崎入口から大谷出口まで、大谷入口から黒崎出口まで、大谷入口から山路出口まで、枝光入口から黒崎出口まで、枝光入口から山路出口まで、東田入口から黒崎出口まで（ ）、東田入口から山路出口まで（ ）、山路入口から大谷出口まで、山路入口から紫川出口まで、紫川入口から山路出口まで、紫川入口から足立出口まで、足立入口から紫川出口まで、足立入口から大里出口まで、富野入口から大里出口まで、大里入口から富野出口まで、大里入口から春日出口まで、大里入口から門司インターチェンジ出口まで、春日入口から大里出口まで、門司インターチェンジ入口から大里出口まで

東田入口開通時より割引適用（平成22年12月15日開通）

#### 4 割引相互間の適用関係

- (1) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、社会実験に関する割引、マイレージ割引、前納割引に限るものとし、社会実験に関する割引後の金額に対して障害者割引を適用し、障害者割引後の金額に対してマイレージ割引、前納割引を適用する。
- (2) 路線バス割引を受ける自動車は、他の割引と重複して適用しないものとする。
- (3) 社会実験に関する割引、曜日別時間帯割引、マイレージ割引、コーポレートカード割引、前納割引の相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

##### ア 重複適用の有無

	社会実験	曜日別	マイレージ	コーポレート
曜日別		曜日別		
マイレージ			マイレージ	
コーポレート			×	コーポレート
前 納			×	×

.....適用あり

×.....適用なし

(注) 「社会実験」は「社会実験に関する割引」、「曜日別」は「曜日別時間帯割引」、「マイレージ」は「マイレージ割引」、「コーポレート」は「コーポレートカー

ド割引」、「前納」は「前納割引」をそれぞれ指すものとする。

イ 重複適用の順序

適用順序	割引の種類
1	社会実験に関する割引
2	曜日別時間帯割引
3	マイレージ割引、コーポレートカード割引、前納割引

福岡北九州高速道路公社公告第4号

平成20年10月31日付け福岡北九州高速道路公社公告第8号（以下「公告」という。）

3(7)オに基づき、次のとおり北九州高速道路の料金に係る社会実験に関する割引について国土交通大臣に届出をしたので公告する。

平成22年11月29日

福岡北九州高速道路公社  
理事長 渡 口 潔

1 割引を適用する自動車

E T C 車（E T C 路線バス割引を受ける自動車を除く。）

2 割引率

50%（普通車250円、大型車500円）

3 実施する期間

平成22年12月15日から平成23年1月14日までの31日間

4 適用区間

北九州高速5号線東田入口又は枝光入口から、北九州高速全号線全出口まで。

5 割引相互間の適用関係

(1) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、社会実験に関する割引、マイレージ割引、前納割引に限るものとし、社会実験に関する割引後の金額に対して障害者割引を適用し、障害者割引後の金額に対してマイレージ割引、前納割引を適用する。

(2) 路線バス割引を受ける自動車は、他の割引と重複して適用しないものとする。

(3) 北九州高速5号線東田入口又は枝光入口から、北九州高速4号線黒崎出口又は山路出口までの区間を利用する自動車については、本割引を適用せず、平成22年11月29日付け福岡北九州高速道路公社公告第3号で実施している社会実験に関する割引を適用する。

(4) 社会実験に関する割引、曜日別時間帯割引、マイレージ割引、コーポレートカード割引、前納割引の相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

ア 重複適用の有無

	社会実験			
曜日別		曜日別		.....適用あり ×.....適用なし
マイレージ			マイレージ	
コーポレート			×	コーポレート
前 納			×	×

(注)「社会実験」は「社会実験に関する割引」、「曜日別」は「曜日別時間帯割引」、「マイレージ」は「マイレージ割引」、「コーポレート」は「コーポレートカード割引」、「前納」は「前納割引」をそれぞれ指すものとする。

イ 重複適用の順序

適用順序	割引の種類
1	社会実験に関する割引
2	曜日別時間帯割引
3	マイレージ割引、コーポレートカード割引、前納割引